

長門市

高齢者虐待対応マニュアル

令和3年5月

山口県長門市

はじめに

高齢者やその家族が地域の中で尊厳をもって暮らせる地域社会は、誰もが求めているものですが、高齢者に対する虐待の実態が明らかになり、その深刻な状況が表面化しています。

平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、高齢者虐待の定義、高齢者虐待の早期発見、高齢者虐待の通報等を受けた場合の措置等が定められました。

高齢者虐待は家庭内で起こることが多いことから、虐待を受けている高齢者の中には、自ら支援を求められない人もいることが考えられます。

そのような高齢者の方々が安心して生活できるためにも、地域の方や関係機関の皆様が高齢者虐待のサインに気づき、円滑な支援に繋がっていくことが必要です。

高齢者虐待の発生には、長年の家庭生活で形成された親子・夫婦関係や家族の介護疲れ等のストレス、経済的問題等様々な要因があり、対応にあたっては高齢者や養護者の生活を支援するための様々な制度及び施策に関する情報や知識が必要となります。そのため、対応の各段階において、複数の関係機関が情報を共有し、連携を取りながら高齢者や養護者の生活を支援できる体制を構築することが必要になってきます。

本マニュアルは、高齢者虐待の相談・通報があった場合の対応の要点を示したものであり、地域で高齢者を支援する関係者の業務の一助となるよう願っています。

目次

第1部 高齢者虐待とは

第1 高齢者虐待の捉え方	2
1 高齢者虐待の定義	
2 虐待の種類と内容	
3 高齢者虐待の発生要因	

第2部 養護者による高齢者虐待

第1 養護者による高齢者虐待への対応	6
1 養護者による高齢者虐待対応の流れ	
2 介入が困難な場合の対応	
第2 虐待の発見・通報	8
1 虐待の発見・相談	
2 虐待の相談・通報の受理	
第3 事実確認及び立入調査	12
1 コアメンバー会議	
2 事実確認	
3 個別ケース会議	
4 立入調査	
5 警察への援助要請	
第4 高齢者、養護者への支援	16
1 緊急性が高い場合の支援	
2 老人福祉法に基づく措置	
3 成年後見制度等の活用	
4 緊急性が高くないと判断される場合の支援	
5 情報の集約と支援方針の修正	
6 支援の終結	
第5 守秘義務、個人情報の保護	29
1 高齢者虐待対応者における守秘義務	
2 通報と個人情報の保護	

第3部 養介護施設従事者等による高齢者虐待

第1	養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応	32
1	相談、通報、届出への対応	
2	市から県への報告	
第2	身体拘束の考え方	37
1	身体拘束の禁止	
2	「緊急やむを得ない場合」の例外規定	
第3	個人情報の保護	39
1	守秘義務	
2	不利益取扱いの禁止	

第4部 高齢者虐待の防止に向けて

第1	高齢者虐待を防ぐために	41
1	「高齢者虐待」の認識を高める	
2	認知症高齢者の理解	
3	養護者を加害者にしない（介護負担の軽減）	
4	地域での支え合い	

第5部 資料（法令）

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	40
養護者による高齢者虐待対応帳票（社団法人日本社会福祉士会作成版）	53
養介護施設従事者による高齢者虐待対応帳票 （社団法人日本社会福祉士会作成）	65

第1部

高齢者虐待とは

第1 高齢者虐待の捉え方

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項では、高齢者とは「65歳以上の者」と定義され、高齢者虐待は、「養護者による高齢者虐待」と「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に分類され、その種類と内容については、次項のとおりです。

1 高齢者虐待の定義

(1) 養護者による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」と定義され、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられています。

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う次項に示す行為であると定義されています。

また、「養介護施設」又は「養介護事業」に該当する施設・事業は以下のとおりです。

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム 	老人居宅生活支援事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業 	

2 虐待の種類と内容

高齢者虐待の種類と具体的な内容については以下ようになります。

分類	内容と具体例
身体的虐待	<p>暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど、打撲させる • ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制するなど
介護・世話の放棄・放任	<p>意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 入浴しておらず悪臭がする、髪が伸び放題で、皮膚が汚れている • 水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続き、脱水症状や栄養失調状態にある • 室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境で生活をさせる • 高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限し、使わせない • 同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること
心理的虐待	<p>脅しや侮辱などの言動や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的・情緒的苦痛を与えること。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる • 怒鳴る、罵る、悪口を言う • 侮辱をこめて、子供のように扱う • 高齢者が話しかけているのを意図的に無視するなど
性的虐待	<p>本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。</p>

	<p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する キス、性器への接触、セックスを強要するなど
経済的虐待	<p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない 本人の自宅等を本人に無断で売却する 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する 入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わないなど

3 高齢者虐待の発生要因

高齢者虐待が起こる背景には、高齢者と養護者の間でとれていたバランスが、両者の心身の状態や性格、疾病、経済的困窮状態などにより崩れ、そこに過去の複雑な関係が影響しあって起きることがあります。また、これまでしっかりしていた高齢者が認知症などの発症により、両者の力関係が逆転して起こることもあります。このように、様々な要因によって虐待は発生しています。以下の表は、それぞれの立場から見られる虐待の発生要因の主なものを列挙したものです。こうした発生の要因を考えることが、虐待の防止・早期発見につながります。

虐待者側の問題	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者に対する恨みや過去からの人間関係の悪さ 介護知識や技術、介護意識の欠如 経済問題（失業・借金・ギャンブル）など 性格、精神疾患などの障害 社会的孤立、相談者がいないなど
被虐待者側の問題	<ul style="list-style-type: none"> 虐待者との人間関係の悪さ 認知症の発症・悪化による言動等の混乱 身体的自立度の低下による要介護状態 性格（頑固、強引、自己中心的） 判断力の低下、金銭管理能力の低下 借金・浪費癖がある
その他の問題	<ul style="list-style-type: none"> 近隣、社会との関係の悪さ 家族の力関係の変化（主要人物の死亡など） 暴力の世代間・家族間連鎖

第2部

養護者による高齢者虐待

第1 養護者による高齢者虐待への対応

1 養護者による高齢者虐待対応の流れ

相談・通報等を受理した後の高齢者虐待への対応は次項のフロー図に沿って行われます。

対応にあたっては、相談機関を含む関係者が、個別ケース会議にて役割分担し、高齢者や養護者（家族）への支援を行います。

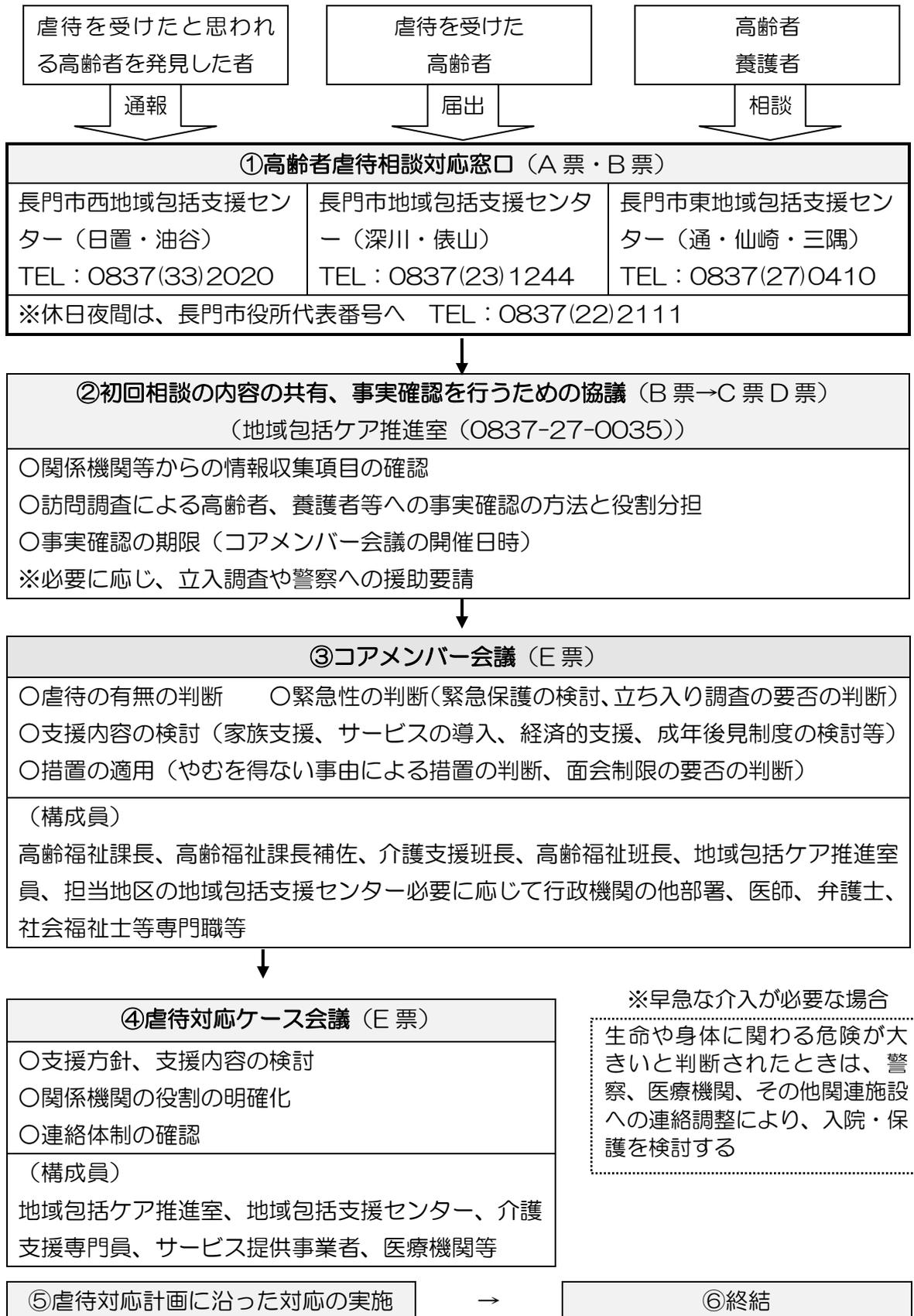
2 介入が困難な場合の対応

「虐待が疑われても、高齢者自身が養護者をかばい、虐待の事実を認めない」、「養護者が虐待の事実を認めず、第三者が介入することを拒否する」等といった支援困難な事案もあります。

その中には、強力に介入することが必ずしも適切でない事案もあり、そのようなケースでは、地域包括支援センターや関係機関等で情報を共有し、当面「見守り」を行うこととなります。

「見守り」は、ただ「手をこまねいている」ということではありません。ここでいう「見守り」とは、「高齢者がSOSのサインを出した時、怪我や病気になった時などの緊急時に、迅速に介入できる体制を維持する」ということです。そのためにも、一機関だけで対応するのではなく、多機関の関係者で情報共有し、高齢者のみでなく、養護者を含めた家族もサポートし続けることが重要となります。とりわけ、家族（養護者）が介護疲労などにより虐待を行う場合には、強力な介入は本質的な問題解決には繋がらず、「家族（養護者）をどうサポートするか」が課題となります。

《 養護者による高齢者虐待対応のフロー図 》



第2 虐待の発見・通報

1 虐待の発見・相談

虐待をしている養護者には、虐待行為の自覚がない場合が多く、また、虐待を受けている高齢者も養護者をかばう、知られたくない等の思いがあるため虐待の事実を訴えにくく、家庭内における虐待は発見しにくい状況にあると考えられます。

法では、養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び従事者等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならないと規定しており、近隣住民をはじめ、地域の民生委員や自治会等の住民組織、介護保険事業所等、高齢者を取り巻く様々な関係者が虐待に対する認識を深め、虐待のサインに気づくことが大切です。

高齢者や養護者等に虐待が疑われるサインがみられる場合には、発見者や情報を入手した者は一人で抱え込まず、地域包括支援センターや市に相談・通報してください。

また、出来る限り高齢者や養護者・家族が自ら前述の相談窓口連絡するよう働きかけることも重要です。虐待は高齢者や養護者・家族が気付くことが重要であり、これによってその後の支援の内容も大きく変わってきます。

高齢者への虐待が疑われる場合に見られるサインを「高齢者虐待発見チェックリスト」として次項に掲載しましたので、虐待発見の目安としてください。

ためらわずに相談・通報を！！

高齢者虐待防止法では、国民が虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに通報する責務があります。

また、同時に、通報を受理した側にも、通報者を特定する情報について守秘義務が課せられています。虐待が疑われるサインに気付いたら、ためらわずに相談・通報をしてください。

《 高齢者虐待発見チェックリスト 》

虐待が疑われる場合の「サイン」として、以下のものがあります。複数のものにあてはまると、疑いの度合いはより濃くなってきます。これらはあくまでも例示ですので、この他にも様々な「サイン」があることを認識してください。

◆高齢者からのサイン◆

《身体的暴力による虐待サイン》

<input type="checkbox"/> 1 身体に小さな傷が頻繁にみられる。
<input type="checkbox"/> 2 太腿の内側や上腕部の内側、背中等に傷やミミズ腫れがみられる。
<input type="checkbox"/> 3 回復状態が様々な段階の傷、あざ等がある。
<input type="checkbox"/> 4 頭、顔、頭皮等に傷がある。
<input type="checkbox"/> 5 臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷痕がある。
<input type="checkbox"/> 6 急に怯えたり、恐ろしがったりする。
<input type="checkbox"/> 7 「怖いから家に居たくない」等の訴えがある。
<input type="checkbox"/> 8 傷やあざの説明の辻褄が合わない。
<input type="checkbox"/> 9 主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることをためらう。
<input type="checkbox"/> 10 主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、辻褄が合わない。

《介護等日常生活上の世話の放棄・拒否・怠慢等による虐待(自己放任含む)》

<input type="checkbox"/> 1 居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている。
<input type="checkbox"/> 2 部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
<input type="checkbox"/> 3 寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。
<input type="checkbox"/> 4 汚れたままの下着を身につけるようになる。
<input type="checkbox"/> 5 かなりの褥創ができてきている。
<input type="checkbox"/> 6 身体からかなりの異臭がするようになってきている。
<input type="checkbox"/> 7 適度な食事を準備されていない。
<input type="checkbox"/> 8 不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
<input type="checkbox"/> 9 栄養失調の状態にある。
<input type="checkbox"/> 10 疾患の症状が明白にも関わらず、医師の診断を受けていない。

《心理的障害を与える虐待のサイン》

<input type="checkbox"/> 1 かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる。
<input type="checkbox"/> 2 不規則な睡眠(悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等)を訴える。
<input type="checkbox"/> 3 身体を萎縮させる。
<input type="checkbox"/> 4 怯える、わめく、泣く、叫ぶ等の症状がみられる。
<input type="checkbox"/> 5 食欲の変化が激しく、摂食障害(過食、拒食)がみられる。
<input type="checkbox"/> 6 自傷行為がみられる。

- 7 無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。
- 8 体重が不自然に増えたり、減ったりする。

《性的暴力による虐待のサイン》

- 1 不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
- 2 肛門や性器からの出血や傷がみられる。
- 3 生殖器の痛み、かゆみを訴える。
- 4 急に怯えたり、恐ろしがったりする。
- 5 人目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。
- 6 主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることをためらう。
- 7 睡眠障害がある。
- 8 通常の生活行動に不自然な変化がみられる。

《経済的虐待のサイン》

- 1 年金や財産収入があることは明白なのにも関わらず、お金がないと訴える。
- 2 自由に使えるお金がないと訴える。
- 3 経済的に困っていないのに、利用者負担のあるサービスを利用したがない。
- 4 お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
- 5 資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。
- 6 預貯金が知らないうちに引き出された、通帳が盗られたと訴える。

◆家族の状況に見られるサイン◆

- 1 高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
- 2 高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
- 3 他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。
- 4 高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
- 5 高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。
- 6 経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない。
- 7 保健、福祉の担当者と会うのを嫌うようになる。

◆地域からのサイン◆

- 1 自宅から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音が聞こえる。
- 2 庭や家屋の手入れがされていない。(草が生い茂る、ゴミが捨てられている)
- 3 郵便受けや玄関先等が1週間前の手紙や新聞で一杯、電気メーターが回っていない。
- 4 気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる。
- 5 家族と同居している高齢者がコンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている。
- 6 近所付き合いがなく、訪問しても高齢者に会えない。または嫌がられる。
- 7 高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる。

※参考 愛知県高齢者虐待対応マニュアル総論編

2 虐待の相談・通報の受理

(1) 通報等をする際の確認事項

虐待の対応はまずその発見・通報等の受理から始まります。虐待を受けているご本人（被虐待者）をはじめ、民生委員、医療機関、介護支援専門員、各種サービス提供事業所等からの通報や相談によって発見・把握するということがほとんどです。

そこで、このような電話や窓口等で通報や相談をする場合の基本的な確認事項や注意事項を理解していることが重要です。具体的には、以下の項目について把握している範囲で地域包括支援センター等に通報するようにしましょう。

◆通報受理時の聞き取りポイント◆

① 虐待の状況

- 虐待の具体的な状況
- 緊急性の有無とその判断理由

② 高齢者、虐待者と家族の状況

- 高齢者の氏名、居所、連絡先
- 高齢者の心身の状況、意思表示能力、要介護状態
- 養護者と高齢者の関係、心身の状況、他の家族等の状況
- 家族関係

③ 介護サービス等の利用状況や関係者の有無

- 介護サービス等の利用の有無
- 家族に関わりのある関係者の有無

④ 通報者の情報

- 氏名、連絡先、高齢者・養護者との関係等

※参考 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省）

(2) 受付記録の作成

高齢者虐待に関する相談や通報等を受けた地域包括支援センター又は地域包括ケア推進室職員は、「相談・通報・届出受付票（総合相談）」（帳票 A）に基づき、虐待の状況や高齢者・養護者等の状況、通報者の状況など可能な限り詳細な情報を記録します。

また、相談者が虐待という言葉を使用しない場合でも、高齢者の状態など相談の内容から虐待が推測される場合には、その後の対応を念頭に置いて、相談（緊急性の判断ができるだけの情報収集、事実確認が任意で行える環境かどうかなど）を進めます。

第3 事実確認及び立入調査

1 コアメンバー会議

地域包括支援センターが相談・通報内容についての情報収集を行ったのち、地域包括ケア推進室にて、初動の確認の後、コアメンバー会議を開催します。この会議は、虐待の有無、緊急性の判断を行い、当面の支援計画（支援内容と支援に対する役割分担）を策定することを目的とした、市町村の意志決定の場です。また、やむを得ない事由による措置や立入調査の必要性についても判断します。

コアメンバー会議は、高齢福祉課長、高齢福祉課長補佐、介護支援班長、高齢福祉班長、地域包括ケア推進室員、担当地区の地域包括支援センター職員が出席して行います。事案の内容に応じて、様々な専門的知見に基づく検討・助言が必要になる場合があります。医師、弁護士、社会福祉士等の専門的な助言者の出席を要請することもあります。（平成27年2月6日老発0206第2各都道府県知事宛厚生労働省老健局長通知「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応強化について」）

また、やむを得ない事由による措置などの必要性があると認められる場合には、状況に応じて市の関係部署職員を招集することもあります。

2 事実確認

高齢者虐待に関する通報、届出があった場合には、速やかに、高齢者の安全確認、事実確認のための措置を講ずる必要があります（法第9条）。コアメンバー会議の後、地域包括ケア推進室・地域包括支援センターの担当職員が事実確認を行います。

高齢者虐待対応における事実確認とは、通報内容に関する事実確認を行うことを言い、具体的には、下記のような内容の確認を行います。

- ① 被虐待者の安全確認と身体・精神・生活状況等の把握
- ② 相談・通報のあった高齢者虐待事例に関する情報（虐待の種類や程度、事実と経過）の収集
- ③ 被虐待者や養護者、その他の家族の状況把握
- ④ 介護保険サービスや高齢者福祉サービス等を利用している場合、サービスの利用状況に関する情報の収集

虐待の事実を確認するためには、できるだけ訪問して状況を把握することが望ましいと考えられます。しかし、高齢者や養護者が非常に警戒していたり、訪問を拒否する場合もあり、そのような時には高齢者や養護者と関わりのある

機関や親族、民生委員等の地域住民の協力を得ながら情報収集を行います。

また、養護者が高齢者虐待をしているという認識がない場合や、虐待でない場合もあるため、虐待という言葉を使わず、高齢者や養護者との関係作りができるよう慎重に訪問調査を行います。

3 個別ケース会議

事実確認後、個別ケース会議を開催し、被虐待者や虐待者（養護者）への支援計画（今後の支援計画、支援内容等）を作成します。支援計画を作成する中で、関係機関の役割分担や連絡体制の整備も行います。

この会議は、定期的には開催されるものではなく、必要に応じてその都度開催することとしています。

会議参加者は、固定的なものではなく、個別の高齢者虐待事案に応じて招集します。具体的には以下のような関係機関を招集します。

- ① 地域包括ケア推進室
- ② 地域包括支援センター（センター長、保健師等、主任介護支援専門員、社会福祉士）
- ③ 担当介護支援専門員
- ④ サービス提供事業所
- ⑤ 医療機関職員
- ⑥ 民生委員
- ⑦ 自治会長などの自治会関係者
- ⑧ 高齢者虐待対応チーム（弁護士、社会福祉士）
- ⑨ 警察署
- ⑩ 健康福祉センター

その他必要に応じ、関係機関を招集します。

4 立入調査

（1）立入調査の法的根拠

高齢者虐待への対応や事実確認は、虐待者や被虐待者の理解を得ながら進めることが基本です。しかし様々な方法で支援を試みても虐待者の理解が得られず、高齢者の安否確認や援助の実施ができない場合があります。

そこで、高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている恐れがあると認めるときは、立入調査を行うことができます（法第11条）。

立入調査の実施に当たっては、高齢者本人の意思を事前に確認し、意思を尊重することが重要です。高齢者本人の安否や意思が事前に確認でき、高齢者本人が介入を拒否している場合には、立入調査の要件には当たらない場合もあります。一方で、高齢者本人が認知症などにより適切な判断ができないために拒否的な対応になってしまう場合もあるため、慎重な判断が求められます。

立入調査を実施するに当たっては、事前に警察を含めた関係機関と連携し、計画的に実施することが重要です。

また、法第11条第2項では、立入調査を行う職員は、身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは提示しなければならないとされています。

さらに、法第30条では、正当な理由がなく、立入調査を拒み、妨げ、忌避し、又は立入調査による質問に対し答弁をしない、虚偽の答弁をする、若しくは高齢者に答弁をさせない、虚偽の答弁をさせた者に対し、「罰則」として30万円以下の罰金に処することとされています。

(2) 立入調査の制約

立入調査には、実施上の制約があることを踏まえた上で、立入調査の要否や方法、警察等関係機関への援助依頼の要否、タイミングや内容等を判断する必要があります。

例えば、養護者等が立入調査を拒否し施錠してドアを開けない場合、鍵やドアを壊して立入ることは可能とする法律の条文がない以上、これをできるとは解されていません。

このように、立入調査の権限を発動しても無条件に居所に立入れるわけではなく、予め立入調査を執行するための準備（例えば管理人に合鍵を借りる、出入りする時間帯をチェックする、ドアを確実に開けてもらうための手段や人物を介在させる等）を綿密に行うことが必要です。

(3) 立入調査の要否の判断

市や関係者からのアプローチや親族、知人、近隣住民等を介したかたちで養護者や高齢者とコンタクトがとれると判断した場合には、その方法を優先する方が効果的です。しかし、それらの方法でコンタクトする手立てがなく、且つ高齢者の安否が気遣われるような時には、立入調査権の発動を検討する必要があります。

◆立入調査が必要と判断される状況の例◆

- ① 高齢者の姿が長期にわたって確認することができず、また養護者が訪問に応じない等、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき
- ② 高齢者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事情があるとき
- ③ 何らかの団体や組織、あるいは個人が、高齢者の福祉に反するような状況下で高齢者を生活させたり、管理していると判断される時
- ④ 過去に虐待歴や援助の経過がある等、虐待の蓋然性が高いにも関わらず、養護者が訪問者に高齢者を合わせない等非協力的な態度に終始しているとき
- ⑤ 高齢者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声等が目撃されたり、確認されているにも関わらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものできないとき
- ⑥ 入院や医療的な措置が必要な高齢者を養護者が無理矢理連れ帰り、屋内に引きこもっているようなとき
- ⑦ 入所施設等から無理矢理引き取られ、養護者による加害や高齢者の安全が懸念されるようなとき
- ⑧ 養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる高齢者の安否が懸念されるようなとき
- ⑨ 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、高齢者の生活実態の把握が必要と判断される時
- ⑩ その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、高齢者の権利や福祉上問題があると推定されるにも関わらず、養護者が拒否的で実態の把握や高齢者の保護が困難であるとき

※参考 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省）

5 警察への援助要請

法第12条では、市長は立入及び調査又は質問をさせようとする場合は、職務の執行に際し必要があると認めるときは、高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができると規定されており、援助依頼時には「高齢者虐待事案に係る援助依頼書」を所轄の警察署の生活安全課に提出し、状況の説明と立入調査に関する事前協議を行います。（緊急の場合は除く。）

警察署長は所属の警察官に、高齢者の生命又は身体の安全を確保することを援助するように努めることとされていますが、立入調査は行政が法律の根拠に基づいて主体的に実施するものであり、警察官の職務ではありません。

◆援助を求められた警察官が執ることができる措置◆

- 職務執行の現場に臨場したり、現場付近で待機、状況によっては市職員と一緒に立入ること。
- 養護者が暴行、脅迫などにより職務執行を妨げようとした場合や高齢者への加害行為が現に行われようとする場合等において、警察官職務執行法第5条に基づき警告を発し又は行為を抑制し、或いは同法第6条第1項に基づき住居等に立入ること。
- 現に犯罪に当たる行為が行われている場合に刑事訴訟法第213条に基づき現行犯として逮捕するなどの検挙措置を講ずること。

第4 高齢者、養護者への支援

個別ケース会議で作成した支援計画に沿って、高齢者や養護者への支援を行います。具体的には、介護保険サービスや在宅福祉サービスの利用支援、介護保険施設や養護老人ホーム等への入所支援、成年後見制度・地域福祉権利擁護事業の利用支援があります。支援を行う際には、市担当課や居宅介護支援事業所、社会福祉協議会等の各関係機関と連携します。

◆虐待の程度と支援の例◆

	虐待の程度	支援内容例
I	虐待には至っていないが虐待が発生する危険性があり、高齢者や養護者（家族等）の状況から判断して、このままでは人間関係が悪化したり介護不十分な状態になるおそれがあると認められる状況	【見守り（観察）・予防的支援】 相談、訪問、見守りを中心とした予防的支援
II	介護ストレスや人間関係の悪化などにより、不適切な介護状況であり、虐待が生じている状況	【相談・調整・社会資源活用支援】 ストレスの解消や問題解決に向けての相談及び関係機関との調整。介護保険サービス等の導入や介護方法等についての技術支援で介護負担軽減
III	生命の危機・重大な健康被害のおそれがあり、高齢者に治療・保護が必要な状況	【保護・分離（一時的分離含む）支援】 高齢者と虐待者の分離を念頭に置いた支援

※参考 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省）

1 緊急性が高い場合の支援

事実確認時、コアメンバー会議において、高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている、又はその恐れがあるときは、直ちに治療の必要性を確認し、適切な処置を講ずるとともに、高齢者と養護者を分離します。

養護者以外に協力できる親族等がいる場合には、治療や分離に協力してもらいます。

養護者以外に協力できる親族等がない場合には、高齢者を保護するために、介護保険サービスによる短期入所、在宅高齢者福祉サービスによる生活管理指導短期宿泊事業の利用、養護老人ホームへの入所、老人福祉法の規定によるやむを得ない事由による措置等の手続きを行います。どのような場合においても、高齢者の安全の確認、保護を優先します。

◆緊急性が高いと判断できる状況の例◆

1. 生命が危ぶまれるような状況が確認される、若しくは予測される
 - 骨折、頭蓋内出血、重症の火傷等の深刻な身体的外傷
 - 極端な栄養不良、脱水症状
 - 「うめき声が聞える」などの深刻な状況が予測される情報
 - 器物（刃物、食器等）を使った暴力の実施若しくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険が予測される
2. 本人や家族の人格や精神状況に歪みを生じさせている、若しくはその恐れがある
 - 虐待を理由として、本人の人格や精神状況に著しい歪みが生じている
 - 家族間で虐待の連鎖が起こり始めている
3. 虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない
 - 虐待が恒常的に行われているが、虐待者の自覚や改善意欲がみられない
 - 虐待者の人格や生活態度の偏りや社会不適應行動が強く、介入そのものが困難であったり改善が望めそうにない
4. 高齢者本人が保護を求めている
 - 高齢者本人が明確に保護を求めている

※参考 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省）

★ 家 族 分 離 ★

- 家族分離は家族関係を分断するリスクが高く、分離後の本人と家族の両者へのケアが難しい場合があります。まずは、事実確認、養護者支援、社会資源を活用した支援を行った上で、それでも必要な場合に高齢者本人の意向を確認しながら家族分離を検討します。
- 分離後の高齢者本人と家族のフォローや、本人が家庭や地域に戻って生活できるための手立てについても検討・調整するという長期的な視点（家族分離が最終解決ではない。）が欠かせません。
- 大切なことは、高齢者本人も家族もそれぞれが安心して生活できるようになることであり、且つ、虐待が再発しないことだと考えられます。

◆養護者からの分離手段◆

対応手段	具体的な内容
① 介護保険の契約によるサービス利用	<ul style="list-style-type: none"> • 本人の同意や成年後見制度の活用等によって、契約による介護保険のサービスを利用する。 • ショートステイを利用して、その間に家族関係の調整を行い、契約に繋ぐ等の工夫が必要。
② 養護老人ホームへの入所	<ul style="list-style-type: none"> • 65歳以上の高齢者であって、心身機能の減退等のために日常生活に支障があり、養護者がいない、住宅に困窮している場合に、養護老人ホームへ入所する。
③ 軽費老人ホームへの入所	<ul style="list-style-type: none"> • 60歳以上の高齢者であって、自炊ができない程度の身体機能の低下等により独立して生活するには不安、或いは養護者による援助を受けることが困難な場合に軽費老人ホームに入所する。
④ やむを得ない事由による措置	<ul style="list-style-type: none"> • 老人福祉法に基づく措置として、虐待等の事由により契約による介護サービスの利用が著しく困難な65歳以上の高齢者について、職権で介護サービスの利用に結び付ける。 • 虐待者からの分離効果があるサービスとして、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護等がある。
⑤ 緊急一時保護	<ul style="list-style-type: none"> • 特別養護老人ホーム等のベッド等を確保して実施する緊急一時保護（緊急ショートステイ）事業を利用し、一定期間被虐待者を保護する。
⑥ 公営住宅入居	<ul style="list-style-type: none"> • 公営住宅は原則として、同居親族があることが入居の条件であるが、DV等の虐待被害者や知的障害者、精神障害者、身体障害者など、「特に居住の安定を図る必要がある者」には、

	<p>単身での入居が認められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の場合、介護保険サービス等の使用することで在宅生活を送ることが可能な場合は、単身でも入居可能。
⑦ 裁判所からの保護命令	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者からの暴力の場合で、「被害者が更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合」に、それを防止するため、地方裁判所が被害者からの申立により暴力を振った配偶者に対し発する命令。保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条、第29条）

※参考 東京都高齢者虐待対応マニュアル（東京都）

2 老人福祉法に基づく措置

介護保険制度の導入により、従来の措置制度による高齢者福祉サービスは、基本的に契約による利用形態となりましたが、介護保険法施行後も老人福祉法において、家族の虐待等により、介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し、市が職権で必要なサービスを提供するために措置制度が存続しています。

措置制度には、「養護老人ホームへの措置」と「やむを得ない事由による措置」があります。

（1）養護老人ホームへの措置

老人福祉法第11条第1項第1号の規定に基づき、環境上の理由及び経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を、市が職権により入所の措置を行うことができます。

低所得世帯等の高齢者（おおむね65歳以上）で「要介護認定を受けていない高齢者」又は「要介護認定を受けているがある程度自立した生活を送ることができる高齢者」が虐待を受けている場合は、この制度の活用を検討します。

（2）やむを得ない事由による措置

老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項第2号の規定に基づき、「やむを得ない事由」によって契約による介護保険サービスを利用することが著しく困難な65歳以上の高齢者に対して、市が職権により介護保険サービスを利用させることができます。

この「やむを得ない事由による措置」においては、被虐待者本人が同意していれば、養護者の反対があっても措置を行うことは可能であり、また、被虐待

者本人が介護認定を受けていない場合でも措置を行うことは可能です。

なお、被虐待者本人が認知症等により措置されることの同意が得られない場合でも措置を行うことは可能です。

また、「やむを得ない事由」としては、「他人や家族等の虐待又は無視を受けている場合」「認知症その他の理由により意思能力が乏しく、且つ、本人を代理する家族等がない場合」などを想定しています。

【やむを得ない事由による措置のサービス種類】

- ・ 訪問介護
- ・ 通所介護
- ・ 短期入所生活介護
- ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設

（3）措置後の支援

「やむを得ない事由による措置」によって高齢者を保護したことで、虐待事案に対する対応が終了するわけではありません。措置は、高齢者と養護者の生活を支援する過程における手段の一つとして捉え、高齢者や養護者が安心してその人らしく生活を送ることができるようになることを最終的な目標とすることが重要です。

施設に保護された高齢者は、虐待を受けたことに対する恐怖心や不安を抱きながら慣れない環境で生活を送ることになりますので、高齢者に対する精神的な支援は非常に重要です。

また、保護された高齢者が特に介護の必要がなく自立している場合などには、高齢者施設的环境に馴染めないことも予想され、その後の居所をどのように確保するかが新たな課題として出てきます。可能な限り高齢者本人の意思を尊重するとともに、経済状態や親族等の協力度合いを把握しながら、高齢者が安心して生活を送れる居所を確保するための支援が重要となります。

この他にも、年金の搾取など経済的虐待が行われていた場合には、口座を変更するなど関係機関との連携が必要になる場合もあります。

一方で、家庭に残された養護者や家族の中には、高齢者の年金で生活していたため収入がなくなり生活費や医療費に困窮する場合や、精神的な支えを失って日常生活に支障をきたす場合があります。

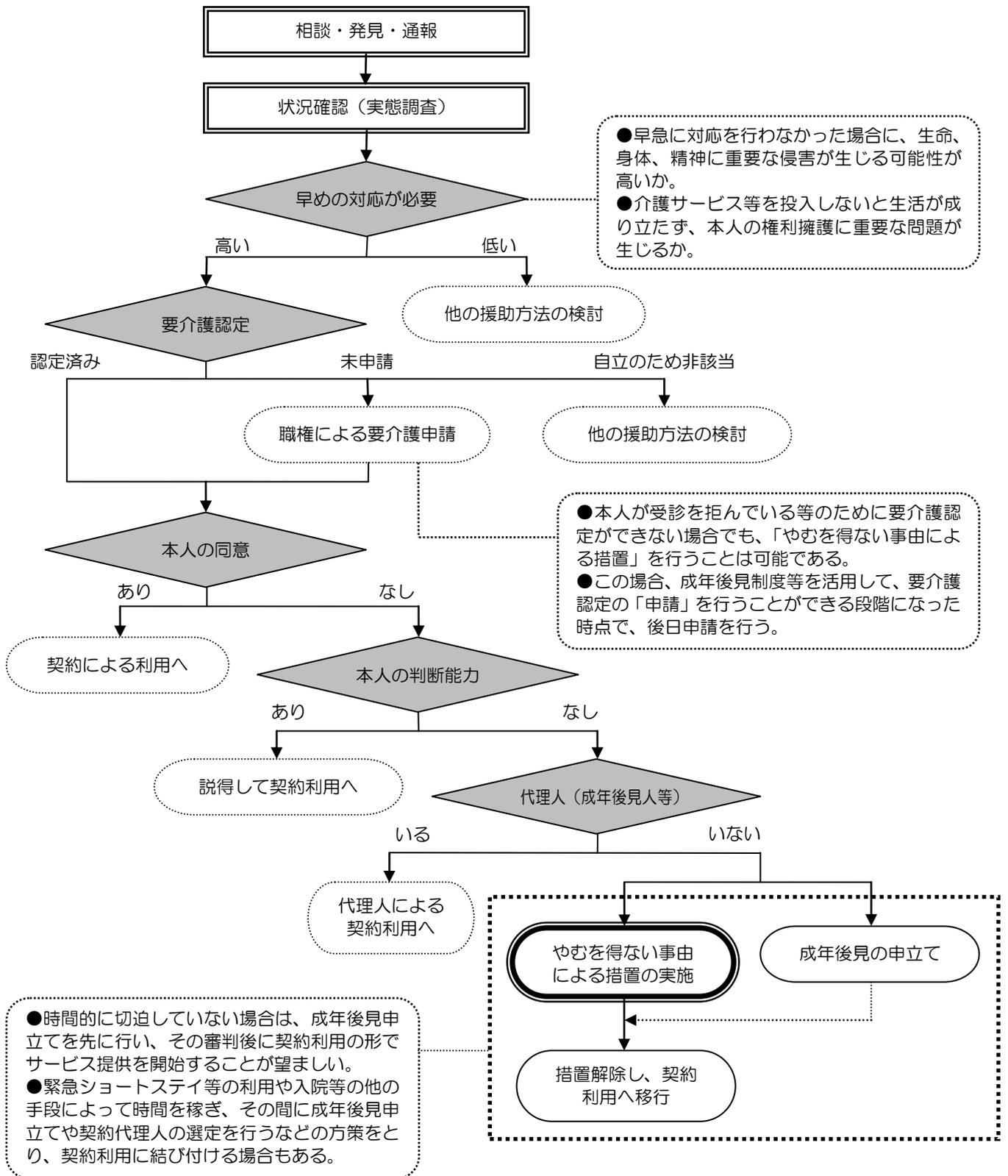
養護者に対しても、保護した高齢者と同様に精神的な面での支援が必要ですので、分離後も継続的に養護者に対する支援を行うことが必要です。また、場合によっては生活保護などの措置が必要となることも考えられます。

(4) 措置の解消

老人福祉法の規定による措置によって施設に一時入所した高齢者の措置が解消する例としては、以下のような場合が考えられます。

- 関係機関からの支援によって養護者や家族の生活状況が改善し、高齢者が家庭で生活が可能と判断される場合。ただし、家庭に戻ってからの一定期間は関係機関等による高齢者や養護者等への手厚いフォローが必要と考えられます。
- 虐待者等からの虐待や無視の状況から離脱し、要介護認定の申請や介護サービスの利用に関する契約が可能になった場合。
- 成年後見制度等に基づき、本人を代理する補助人等によって要介護認定の申請や介護サービスの利用に関する契約が可能になった場合。

《 「やむを得ない事由による措置」 活用の検討フロー図 》



※参考 東京都高齢者虐待対応マニュアル（東京都）

3 成年後見制度等の活用

虐待を受けている高齢者の権利を擁護する方法としては、成年後見制度の活用も含めた検討を行う必要があります。

(1) 成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などの理由により、判断能力が不十分な方々は、財産管理や様々な法的手続きを行う必要があっても、自分でこれらのことを行うのが困難な場合があります。また、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい、消費者被害にあう恐れもあります。このような判断能力が不十分な方々の財産や権利を保護し、生活を支援することを目的とした制度が成年後見制度です。

成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度があります。

ア 法定後見制度

法定後見制度は、利用者の申立てにより家庭裁判所が成年後見人等を選任する制度です。本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3類型に区別されています。成年後見人等は、親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士などから選任されます。

		後見	保佐	補助
対象となる方		判断能力が <u>全くない方</u>	判断能力が <u>著しく不十分な方</u>	判断能力が <u>不十分な方</u>
申立てができる方		本人、配偶者、4親等内の親族、検察官、市長など		
申立て窓口		山口家庭裁判所萩支部 萩市江向 469 番地 TEL0838-22-0047		
成年後見人等の権限	必ず与えられる権限	●財産管理についての全般的な代理権、取消権（日常生活に関する行為を除く）	●特定の事項（※1）についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く）	
	申立てにより与えられる権限		●特定の事項以外の事項についての同意権、取消権（日常生活に関する行為を除く） ●特定の法律行為（※3）についての代理権	●特定の事項の一部についての同意権、取消権（日常生活に関する行為を除く） ●特定の法律行為についての代理権

※1 特定の事項・・・

民法第13条第1項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

※2 同意権・・・

本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意（了承）する権限です。

※3 特定の法律行為・・・

民法に挙げられている同意を要する行為に限定されていません。

イ 成年後見人（保佐人・補助人）の業務

成年後見人の役割は、本人の意思を尊重し、且つ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、財産を管理したり必要な契約を結んだりすることによって、本人を保護・支援することです。

成年後見人の業務は、本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、成年後見人の業務ではありません。

成年後見人は本人に代わって行った事務行為について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

ウ 任意後見制度

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、予め自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書によって結んでおくものです。

本人の判断能力が低下した場合、家庭裁判所で本人の任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

この手続きを申立てることができるのは、本人やその配偶者、任意後見受任者、4親等内の親族などです。

公証人役場	所在地	TEL
萩公証人役場	萩市瓦町 16 番地 三好ビル 2 階	0838-22-5517

（2）地域福祉権利擁護事業

地域福祉権利擁護事業は、社会福祉法に基づき、認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者などの判断能力が不十分な方や日常生活に不安のある方が、地域社会で自立して生活するために必要な福祉サービスの利用を支援する制度であり、社会福祉協議会によって行われています。

◆この事業の対象となる方◆

この事業の対象となるのは、福祉サービスの利用や利用料の支払い、日常的金銭管理などについては自分の判断で適切に行うことが困難ですが、契約書や支援計画書の内容を理解することができる方です。

◆サービスの内容◆

1. 福祉サービスの利用援助
 - 福祉サービスについての相談を受け、情報提供、助言をします。
 - 福祉サービスを利用する、又は止めるために必要なことを一緒に考えながら手続きをします。
 - 住民票の届出などの行政手続きなどに関する手続きのお手伝いをします。
 - 福祉サービスについて不満があるとき、苦情解決のための制度を利用する手続きのお手伝いをします。
 - 悪質訪問販売等の消費トラブルなどへの対応を一緒に考えます。
2. 日常的金銭管理サービス
 - 福祉サービスの利用援助に関連して、日常的金銭管理を行います。
 - 年金や福祉手当を受け取ったり、医療費、税金、保険料、公共料金などを支払ったり、預貯金の払い戻しや預け入れ等の手続きのお手伝いをします。
3. 書類等預かりサービス
 - 日常的金銭管理で使用する預金通帳や銀行印などを預かります。また、それ以外の書類等（保険証書、不動産権利証書、年金証書、契約書類等）を預かります。

◆利用料金◆

相談や支援計画を作成するまでの費用は無料ですが、生活支援員が支援計画に基づいて行う支援には、利用料が必要です。

1回（1時間程度）・・・1,870円

※生活保護を受給されている方は無料です。

大事な書類の預かりサービスは、貸金庫の使用料実費、もしくは社会福祉協議会で定める使用料を負担していただきます。

※参考 地域福祉権利擁護事業 社会福祉法人山口県社会福祉協議会

4 緊急性が高くないと判断される場合の支援

個別ケース会議の結果、積極的な介入の必要性が高くないと判断される場合においても、虐待は客観的な事実が把握しにくい事案が多いため、関係機関において情報を共有し、それぞれの専門性を活かし、支援方針・支援内容の決定、各関係機関の役割や主担当の決定、連絡調整の確認等を行っていくことが重要です。

◆支援方針・支援内容の例◆

支援方針	具体的な支援内容
① 高齢者の生命に関わるような重大な状況にある場合(緊急事態の際)	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時に分離・保護できる手段を考える(警察・救急も含む)。 施設入所、一時保護、入院等措置権の発動も視野に入れて対応を図る。
② 養護者や家族に介護の負担・ストレスがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 訪問(定期的、随時)や電話で、養護者や家族の話を聞き、家族が頑張っていることを支持する。 介護保険サービス等を導入・増加する(特にデイサービス、ショートステイ利用により介護から離れることができる時間をつくる)。 同居の家族や別居の親族の間で介護負担の調整を勧める(一時的な介護者交代や介護負担の軽減等)。 施設入所を検討する。 養護者や家族に介護についての相談窓口、地域の家族会等を紹介する。 養護者や家族を専門家のカウンセリングに繋げる。
③ 養護者や家族に介護の知識・技術が不足している場合	<ul style="list-style-type: none"> 養護者や家族に介護の知識・技術についての情報提供を行う。 介護保険サービス等を導入し、サービス提供の中で、養護者や家族に知識・技術を伝える。
④ 高齢者に認知症がある場合	<ul style="list-style-type: none"> 養護者や家族に認知症の症状や関わり方についての情報提供、説明や指導を行う。 養護者や家族に認知症についての相談窓口(医療機関を含む)を紹介し、関わり方の専門的な助言を受けよう勧める。 服薬等により症状のコントロールが可能な場合があるので、養護者や家族に専門医を紹介し診断・治療につなげる。

⑤ 高齢者や家族(養護者含む)に精神疾患や依存等の問題がある場合	<ul style="list-style-type: none"> 精神疾患、アルコール依存等は、長門健康福祉センター又は医療機関につなげる。 障害(身体・知的)は、市地域福祉課障害者支援班につなげる。 地域の民生委員、自治会等に見守りを依頼する。 地域福祉権利擁護事業の利用や、成年後見制度の活用を検討する。
⑥ 経済的な困窮がある場合	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援制度の利用や、生活保護支給申請につなげる。 各種の減免手続きを支援する。
⑦ 子や孫が抱える問題がある場合(児童虐待の併発、孫等子どもへの影響等)	<ul style="list-style-type: none"> 菟児童相談所、市子育て支援課、市健康増進課、長門健康福祉センター等につなげる。

※参考 東京都高齢者虐待対応マニュアル(東京都)

4 情報の集約と支援方針の修正

個別ケース会議によって決定した支援方針に従い関係機関が支援を行います。実際に支援を受け始めた後も、支援機関からの状況の聴取、高齢者や養護者に対する定期的な訪問等を通じて、虐待を受けた高齢者や養護者等の状況を随時確認しておき、状況の変化に速やかに対応します。

(1) 情報の集約・共有化

状況の確認は、虐待事案の主担当者が訪問したり、支援を行う関係機関の職員から高齢者や養護者等の状況を把握するなど、関係機関が相互に協力連携しながら複数の目によって行うことが重要です。そのため、コアメンバー会議や個別ケース会議では、関係機関による高齢者や養護者等に関する情報の集約・共有化の方法等について事前に取り決めをしておくことも必要です。また、地域包括支援センターが情報の収集、提供を行います。

(2) 再アセスメント・支援方針の修正

高齢者や養護者等の状況が変化し、当初の支援方針では十分な対応ができなくなる場合も考えられます。その時には、速やかにコアメンバー会議や個別ケース会議を開催し、再アセスメント、支援方針の修正を行い、関係機関による支援内容を修正します。

◆再アセスメント・支援方針修正のポイント◆

状況に応じて次の事項について再アセスメントし、必要に応じて支援方針を修正する。

1. 虐待が改善されたか（危険度が増していないか）

- 養護者からの暴力がなくなったか
- 養護者が密室化して実態把握が困難になっていないか
- 養護者が器物を持ち出して脅したり、使う素振りをしていないかなど

2. 高齢者、養護者が困っていることを介護保険等サービス等につなげ、支援ができているか

- 高齢者と養護者の気持ちと現実的なサービスが合致しているか

3. 虐待の状況が変わらないときは新しい情報や事実はないか

- 信頼関係が築けない原因を探る

4. 過去の生活歴の確認

- 過去の確執が虐待につながっていないか、虐待の原因が過去に無かったか

5. 精神疾患の確認

- 必要に応じて受診あるいは往診につなげる、専門相談につなぎ適切な支援を行う

※参考 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省）

5 支援の終結

関係機関による高齢者や養護者等に関する情報の集約・共有を行う中で、虐待が解消し、高齢者や養護者の生活が安定しているという状況が確認できた場合に、虐待支援の終結を迎えます。支援終結の最終判断については、コアメンバー会議で決定します。

また、今後必要があれば地域で生活する一人の高齢者への支援という形での関わりに変化していくことが考えられます。

第5 守秘義務、個人情報保護

1 高齢者虐待対応者における守秘義務

高齢者虐待の発見に関する市への通報は、法第7条第1項及び第2項により国民の義務又は努力義務規定となっているものの、高齢者虐待を発見し、通報しようとした際に「通報したことを知られたくない」「通報者が自分だと特定されては困る」など、通報を躊躇する場合もあると思われます。

こうした通報者を保護する観点から、通報や相談を受けた地域包括支援センターの職員には、通報者や相談者が特定されるような情報を漏らしてはならないという守秘義務が課せられています（法第8条）。さらに、高齢者虐待事案の関係機関の職員にも、同様に守秘義務が課せられています。

相談や通報、届出によって知り得た情報や通報者に関する情報は、個人のプライバシーに関わる極めて繊細なものになるため、通報者に関する情報の取り扱いには、特に注意しなければなりません。

2 通報・事実確認と個人情報保護法との関係

個人情報保護により「通報して良いのだろうか・・・」と通報することをためらう場合があるかもしれません。

しかし、法第7条第3項に通報義務は守秘義務より優先される旨が規定されていますので、安心して通報してください。

高齢者虐待の通報、届出に関しては、不正・虚偽でない限り、それを妨げることがないように、「高齢者虐待防止法」及び「個人情報保護法」で、通報者を保護する内容が規定されています。

（1）高齢者虐待防止法

法第7条第3項では、「刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと」と規定されています。

（2）個人情報保護法

個人情報保護法では、予め本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供してはならないとされていますが、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合で、本人の同意を得ることが困難であるときは例外とされ、本人の同意がなくても第三者に情報を提供できるとされています（個人情報保護法第

23条)。この規定は、民生委員等の守秘義務が課せられている役職に就くものにも適用されます。

高齢者虐待に対する事実確認は、高齢者虐待防止法や老人福祉法、介護保険法に基づくものであること、当該高齢者の生命や身体、財産の保護が必要であること、市が高齢者虐待防止法の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、かつ本人の同意を得ることにより虐待対応の遂行に支障を及ぼす恐れがあると考えられるため、この例外規定に該当するものと考えられます。

以上の理由から、当該高齢者についての情報を有する事業者等が、高齢者虐待対応に関係して、高齢者本人の同意なく目的外に個人情報を取扱うことや、市に情報提供をすることは認められることとなります。

◆個人情報保護法による例外規定◆

第16条（利用目的による制限）、第23条（第三者提供の制限）の例外規定

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
4. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

第3部

養介護施設従事者等による 高齢者虐待

第1 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

養介護施設従事者等による虐待とは、養介護施設又は養介護事業所に従事している者による虐待です。

虐待は様々な要因が複雑に絡み合っ発生することや、高齢者の生命や身体に危険が及ぶことがあることから、早期に市が介入し、虐待を防止することが大切です。

1 各主体の責務について

(1) 長門市の義務

法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護および養介護施設・事業所の運営適正化について、市町村は責任を持つことが規定されています。

養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応では、通報窓口である長門市地域包括ケア推進室と介護保険施設・事業所の指導監査業務を担当する高齢福祉課介護支援班が連携を取り、必要な状況提供や養介護施設・事業所への対応を行います。

(2) 養介護施設の設置者等の義務

法第20条では、養介護施設の設置者または養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修や、利用者またはその家族からの苦情の処理の体制の整備、その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講ずるものと規定しています。

(3) 虐待の通報義務

法第21条では、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には、次の表のように市への通報義務を規定しています。

そのため、養介護施設・事業所等は職員に対し、虐待発見時の通報義務、連絡先等の周知を行い、経営者・管理者は、虐待の未然防止・早期発見に努めるとともに、職員からの報告等により虐待（疑い）を発見した場合には自ら通報義務を負うことを自覚する必要があります。

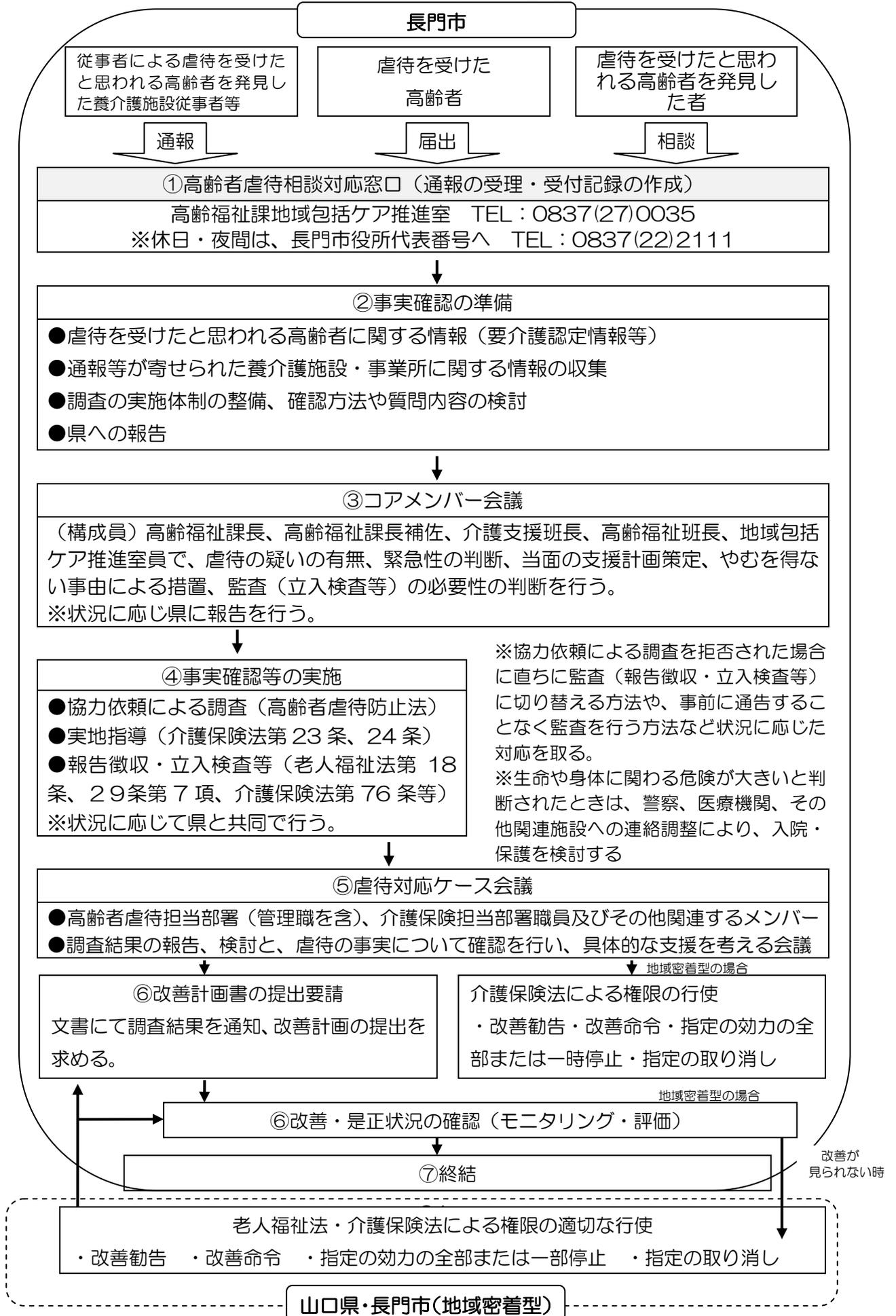
◆発見者別の対応（通報義務）規定◆

発見者等	対応
養介護施設・養介護事業所従事者	・速やかに市への通報しなければならない。
高齢者虐待を受けた高齢者	・市へ届け出ることができる。
上記以外の者	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市へ通報しなければならない。 ・上記以外は、速やかに市へ通報するよう努めなければならない。

2 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の流れ

相談・通報等を受理した後の高齢者虐待への対応は次項のフロー図に沿って行われます。

《 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応フロー図 》



(1) 通報の受理・受付記録の作成

養介護施設従事者等による虐待に関する通報等の内容はサービス内容に対する苦情であったり、虚偽であったり、また過失による事故の可能性考えられます。従って、通報等を受けた場合であっても、当該通報等を鵜呑みにすることなく、迅速かつ正確な事実確認を行うことが重要です。

そのため、通報等を受けた職員は、まず通報者から発見した状況等について、いつ、どこで、誰が、誰から、何をされたのか、それを直接見聞きされたのか、他人から聞いたのかなど、客観的な事実を聞きとるため、通報・届出受付票をもとに、受理します。

通報等の内容が、サービス内容に対する苦情等で他の相談窓口での対応が適切と判断できる場合には適切な相談窓口につなぎ、受付記録を作成して対応を終了します。

(2) コアメンバー会議

地域包括ケア推進室が、相談・通報内容についての情報収集（通所系または訪問系の施設や事業所では、家族やケアマネージャー、かかりつけの病院など日頃高齢者との接触が多い人たちからの確認が有効）を行ったのち、コアメンバー会議を開催します。この会議は、虐待の有無、緊急性の判断を行い、当面の支援計画（事実確認の実施計画と役割分担）を策定することを目的とした、市町村の意思決定の場です。また、やむを得ない事由による措置や監査（立入検査等）の必要性についても判断します。

コアメンバー会議の構成員は、高齢福祉課長、高齢福祉課長補佐、介護支援班長、高齢福祉班長、地域包括ケア推進室員です。事案の内容に応じて、様々な専門的知見に基づく検討・助言が必要になる場合があります。医師、弁護士、社会福祉士等の専門的な助言者の出席を要請することもあります。（平成27年2月6日老発0206第2各都道府県知事宛厚生労働省老健局長通知）また、やむを得ない事由による措置などの必要性があると認められる場合には、状況に応じて市の関係部署職員を招集することもあります。迅速かつ適切に市町村権限の行使を含めた判断を行う必要があるため、コアメンバー会議には担当部署の管理職の出席が必要です。

老人福祉法・介護保険法による権限規定を参考に、状況に応じて第一報を県に行います。

(3) 事実確認等の実施

法律第24条を根拠に事実確認を当該養介護施設・事業所の任意の協力の下に行います。また、虐待ケースの状況に応じて、同条文に規定された老人福祉法または介護保険法による権限を行使し、県と共同で監査（立入検査等）を行

います。

通報の内容が高齢者の生命、身体に関わる事案である場合は、迅速な決断と積極的な実行が必要であることから、事前に通告を行うことなく監査を実施する等、現場の状況に応じ、柔軟に対応することとしています。（平成27年11月13日老指発1113第1号「介護保険施設等における高齢者虐待等に対する指導・監査等の実施について」）

調査を行う際は、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問・面接するようにします。訪問した目的や根拠条文等について説明し、調査への協力を依頼します。また、調査内容として、高齢者や職員への面接調査、各種資料の閲覧やコピー等を行うこと、面接調査を行うための部屋を用意してもらうことを依頼します。

事実確認は具体的には、下記のような内容等の確認を行います。

- ◆当該高齢者、他の利用者の安全確認および通報にかかる事実確認
- ◆施設長・事業所の管理者等からの事実確認
- ◆施設・事業所職員からの事実確認
- ◆虐待を行った疑いのある職員への面接
- ◆介護保険サービスや高齢者福祉サービス等を利用している場合、サービスの利用状況に関する情報の収集
- ◆各種記録等の確認
- ◆養介護施設・事業所内の状況把握、点検

※虐待の有無の認定に必要な情報、同様の事項が他の利用者にも発生しているか、その他の権利侵害や不適切なケアがあるかどうか等についても確認を行います。虐待発生の理由や原因（技術的な問題、職場の人間関係、ストレス、職場の環境や体制等）意識しながら質問を行うことで、当該施設・事業所の運営上の課題が見えることもあります。

（4）虐待対応ケース会議の開催

調査の結果、虐待の事実についての確認、高齢者本人や施設等への対応・指導方針をケース検討会議で協議します。

すでに県と共同で事実確認を行っている場合や、ケース検討会議の結果、虐待の事実ありと認定を行った場合には、県に報告を行います。

（5）改善計画書の提出要請

ケース検討会議で検討された内容に基づき、期限を決めて改善計画書を提出するよう求めます。記載内容が不十分であったり、具体性や実現性がないなど、改善計画の内容が不十分と考えられる場合には、修正するよう指導を行います。

虐待ケースの状況に応じて、法律第24条に規定されているとおり、老人福

社法及び介護保険法に基づき勧告・命令、指定の取り消し処分等の権限を適切に行行使することになります。

(6) 改善・是正状況の確認（モニタリング・評価）

改善計画に基づいて取り組みの評価を行います。評価方法としては、当該施設・事業所を訪問して行います。改善計画に関する実施状況の確認（実施記録）、管理者や一般職員への確認（ヒアリングやアンケート等）、高齢者の生活状況確認（面接等）などによって行います。

(7) 終結

虐待対応は、常に終結を意識して行う必要があります。虐待対応が終結していないことは、養介護施設従事者等による高齢者への権利侵害が継続していることを意味しています。以下に示す状況が確認された場合に、評価会議を開催し虐待対応の終結を判断します。また、終結を判断した時点で県に報告します。

◆養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の終結要件◆

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 事実確認において確認された虐待や不適切なケアなどが解消されている<input type="checkbox"/> 評価時点でその他の虐待や不適切なケアなどが生じていない<input type="checkbox"/> 個々の改善目標が計画通り達成された<input type="checkbox"/> 改善が進んでいなかった項目についても目標が達成された
(新たな取り組みを含む)<input type="checkbox"/> 虐待予防のための取り組みが継続して行われている<input type="checkbox"/> 虐待が生じた場合の対応策が講じられている |
|---|

3 市から県への報告について

法第22条では、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報等を受けた場合、市は虐待に関する事項を県に報告しなければなりません。ただし、通報等で寄せられる情報には、虐待事案以外の様々なものも含まれると考えられます。そのため、県に報告する情報は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が確認できた事案のみ報告します。

ただし、養介護施設、事業所が調査に協力しない場合等、市と県が共同で調査を行うべきと判断される場合には、高齢者虐待の事実が確認できなくても市から県へ報告することが必要になります。

◆県に報告すべき事項（厚生労働省令で規定）◆

1. 虐待の事実が認められた養介護施設・養介護事業者の情報（名称、所在地、サービス種類）
2. 虐待を受けた高齢者の状況（性別、年齢、要介護度その他の心身の状況）
3. 確認できた虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）
4. 虐待を行った養介護施設等従事者の氏名、生年月日及び職種
5. 市が行った対応
6. 虐待を行った施設（事業所において改善措置が行われている場合にはその内容）

県の報告方法については以下のとおりです。

（1）第一報

連絡先：山口県健康福祉部長寿社会課地域包括ケア推進班

連絡方法：電話の後、市での初回受付票等、概要が分かるものを長寿社会課にE-mailにて送付

対応：養介護施設等の種別により、施設班、介護保険班等今後の担当者について説明

（2）次回以降

主管班担当者に連絡

第2 身体拘束の考え方

1 身体拘束の禁止

平成12年の介護保険法の施行に伴い、介護保険施設などにおいて、高齢者をベッドや車いすに縛り付けるなどの身体を奪う身体拘束は、介護保険施設の運営基準において、原則として禁止されています。

身体拘束は、医療や介護の現場では援助技術のひとつとして安全を確保する観点からやむを得ないものとして行われてきた経緯がありますが、これらの行為は、高齢者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的苦痛を与えると共に、関節の拘縮や筋力の低下など高齢者の身体的な機能をも奪ってしまう危険性もあります。また、拘束されている高齢者を見た家族にも混乱や苦悩、後悔を与えている実態があります。

高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることは許されるものではなく、身体拘束は原則としてすべて高齢者虐待に該当する行為と考えられます。（平成18年

4月「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」
厚生労働省老健局)

◆身体拘束の具体例◆

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

※参考 身体拘束ゼロへの手引き（厚生労働省）

2 「緊急やむを得ない場合」の例外規定

高齢者本人や他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる場合など「緊急やむを得ない場合」とされているものについては、例外的に高齢者虐待にも該当しないと考えられます。

◆「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件（全て満たすことが必要）◆

- 切迫性・・・利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- 非代替性・・・身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
- 一時性・・・身体拘束は一時的なものであること

【留意事項】

1. 「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当の職員個人又はチームで行うのではなく、施設全体で判断することが必要であること。
2. 身体拘束の内容、目的、時間、期間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めることが必要であること。
3. 介護保険サービス提供者は、身体拘束に関する記録の作成が義務付けられていること。

第3 個人情報保護

1 守秘義務

相談や通報、届出によって知り得た情報や通報者に関する情報は、個人のプライバシーに関わる極めて繊細な性質のもので、養介護施設従事者等が通報者である場合には、通報者に関する情報の取扱いには特に注意が必要であり、事実の確認に当たってはそれが虚偽又は過失によるものでないか留意しつつ、施設・事業者には通報者は明かさずに調査を行うなど、通報者の立場の保護に配慮することが重要です。

2 不利益取扱いの禁止

法第21条第7項では、「養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと」が規定されています。この規定は、養介護施設等における高齢者虐待の事案を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

この通報者の保護については、平成18年4月1日に施行された公益通報者保護法においても、解雇の無効等について規定されています。

◆公益通報者に対する保護規定◆

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">• 解雇の無効• その他不利益な取扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）の禁止 |
|---|

3 通報・事実確認と個人情報保護法との関係

(2) 個人情報保護法

個人情報保護法では、予め本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供してはならないとされていますが、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合で、本人の同意を得ることが困難であるときは例外とされ、本人の同意がなくても第三者に情報を提供できるとされています（個人情報保護法第23条）。この規定は、民生委員等の守秘義務が課せられている役職に就くものにも適用されます。

虐待に対する事実確認は、高齢者虐待防止法や老人福祉法、介護保険法に基づくものであること、当該高齢者の生命や身体、財産の保護が必要であること、市が高齢者虐待防止法の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある

り、かつ本人の同意を得ることにより虐待対応の遂行に支障を及ぼす恐れがあると考えられるため、この例外規定に該当するものと考えられます。

以上の理由から、当該高齢者についての情報を有する事業者等が、高齢者虐待対応に関係して、高齢者本人の同意なく目的外に個人情報を取り扱うことや、市に情報提供をすることは認められることとなります。

◆個人情報保護法による例外規定◆

第 16 条（利用目的による制限）、第 23 条（第三者提供の制限）の例外規定

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
4. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

第4部

高齢者虐待の防止に向けて

第1 高齢者虐待を防ぐために

虐待が長期化して深刻化するほど、高齢者は体力が落ちて無気力な状態になり、支援を求める声を出せないものです。高齢者の支援に当たっては、自らSOSを出しにくい高齢者の状況を把握して、虐待のサインを読み取り早期発見を心がけなくてはなりません。

また、長年の生活歴により被虐待者と虐待者のどちらかが悪いともいえない相互関係（家族歴）が存在したり、高齢者、養護者ともに経済的な問題、疾病など多くの問題を抱えていることが多いなどの特徴もあり、支援者は、虐待状況におかれた高齢者の心理を理解し、困難な状況であっても根気強く関わりを継続することが求められます。

1 「高齢者虐待」の認識を高める

(1) 高齢者虐待の特徴

高齢者虐待の特徴の一つとして、自らが虐待されていることを訴えない、被虐待者が声を上げないことがあります。これには以下のような理由が考えられます。

- 高齢者が、自分の介護で家族に負担をかけていることを申し訳なく思い、家族から虐待されることを仕方がないと思う。
- 虐待するような人間に育てた自分が悪いと思う。
- 相談した場合に、家族が「虐待者」と見られることを可哀想と思う。
- 家庭内の出来事を、他者の支援を受けて解決することと考えない。
- 世間体を気にして自分の家の虐待が他者に知られることを恐れる。
- 相談した場合に更なる虐待の増大を恐れるために相談できない。
- 要介護状態のために相談や助けを求めることができない。
- 認知症のために虐待されていることを訴えられない。

(2) 高齢者虐待に関心を寄せる

介護保険サービスの利用などにより高齢者虐待は顕在化してきていますが、まずは、高齢者に関わる人が「高齢者虐待」について理解し、身近な地域で起きていることを問題として認識することが高齢者虐待を防ぐことの第一歩となります。

虐待は、高齢者の尊厳を侵す行為ですが、高齢者虐待は、特定の人や家庭で起こるものではなく、どこの家庭でも起こりうる身近な問題です。

地域で虐待を防ぐためには、地域に住む一人ひとりが虐待を防いでいことい

う意識を持つこと、高齢者の生活・介護などに関心を寄せてちょっとした変化に気が付くこと、困ったときに声をかけることなどが大きな力、すなわち地域のセーフティーネットとなります。

2 認知症高齢者の理解

(1) 認知症は家族を巻き込む病気

これまでしっかりしていた高齢者に認知症の症状が見られるようになると、本人も家族も混乱することがよくあります。認知症高齢者は、養護者・家族等の言うことが理解できなかつたり、幻覚妄想や徘徊などの周辺症状が現れたりすることがありますが、養護者・家族等がこれを理解できず、又は受け入れることができずに対応してしまうと、認知症の症状が更に悪化する場合があります。また、家族に認知症に関する正しい知識がないために、認知症を恥ずかしいと思って家に閉じ込め、必要な医療や介護を受けさせないという虐待もあります。

認知症と分かっているにもかかわらず、周辺症状に振り回されて、養護者も辛くなり高齢者にあたってしまうこともあります。それほど養護者が追い詰められてしまうことを私たちは理解しておくことが必要です。認知症が病気であると認識せず、適切な支援や医療を受けずに、「認知症による言動の混乱」に介護者が振り回され、介護疲れ等から虐待に至る事案も見られます。

高齢者虐待を未然に防ぐためには、認知症を正しく理解することが重要です。

(2) 認知症の早期診断・早期治療

認知症の高齢者を病院に連れていくのは大変なことです。症状など病気を理解することで状況が改善されることもあります。

知的機能の低下があっても、うつ病などのように認知症ではなく、医療による改善が可能なものもあります。

また、認知症の中には、医療的処置により改善可能なものもあります。アルツハイマー型認知症でも投薬により進行を遅らせることができるので、専門医による早期診断、早期治療が必要です。

(3) 認知症に関する市の取組み

市では、認知症サポーター養成講座、認知症市民公開講座、認知症相談会、認知症初期集中支援チーム員の派遣、認知症カフェ（おいで～家カフェ）、家族介護教室などを開催し、認知症の正しい知識や理解、介護方法等を普及啓発しています。

3 養護者を加害者にしない（介護負担の軽減）

高齢者自身が要介護状態にならないように予防し、介護が必要となった場合は、よりよい介護サービスを早めに利用して自立した生活を続けることも大切です。家族の介護負担を軽くすることにより、虐待の防止につながることもあります。

また、同居者のみに介護が任せがちですが、介護が必要になった段階で、親族がどう介護を支え合つか、役割をどのように分担するか話し合いが必要になる場合もあります。

4 地域での支え合い

「介護の大変さを理解し、気軽に手伝ってくれる人がいる」「話を聞いてくれる人がいる」など地域の住民がお互いに支え合ったり、見守りや声かけのネットワークが広がることで虐待の防止につながっていきます。

第5部

資料（法令）

(資料)

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律 (平成 17 年 11 月 9 日法律第 124 号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等（第5項第1号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。
- 3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
- 4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
- 1 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - 2 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
- 1 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第20項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同法第24項に規定する介護老人福祉施設、同法第25項に規定する介護老人保健施設、同法第26項に規定する介護療養型医療施設若しくは同法第115条の39第1項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

- ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 2 老人福祉法第5条の2第1項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型サービス事業、同条第21項に規定する居宅介護支援事業、同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第18項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

（国及び地方公共団体の責務等）

- 第3条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の義務）

- 第4条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

- 第5条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

（相談、指導及び助言）

第6条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

第7条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第8条 市町村が前条第1項若しくは第2項の規定による通報又は次条第1項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通報等を受けた場合の措置）

第9条 市町村は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第16条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

（居室の確保）

第10条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第1号若しくは第2号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）

第11条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第115条の39第2項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第12条 市町村長は、前条第1項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

- 2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

- 3 警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第13条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第11条第1項第2号又は第3号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第14条 市町村は、第6条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第15条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第16条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第115条の39第3項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第17条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第6条の規定による相談、指導及び助言、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第14条第1項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第1項の規定により第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第18条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

- 第19条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。
- 2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第20条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

- 第21条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
 - 3 前2項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
 - 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

- 5 第18条の規定は、第1項から第3項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項から第3項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第1項から第3項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第22条 市町村は、前条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第23条 市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第1項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第24条 市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第22条第1項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第25条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第4章 雑則

（調査研究）

第26条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

（財産上の不当取引による被害の防止等）

第27条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に

財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

- 2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

（成年後見制度の利用促進）

第28条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第5章 罰則

第29条 第17条第2項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 正当な理由がなく、第11条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処する。

附則

（施行期日）

- 1 この法律は、平成18年4月1日から施行する。

（検討）

- 2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

A票

相談・通報・届出受付票（総合相談）

相談年月日	年 月 日 時 分～ 時 分	対応者：	所属機関：
相談者 (通報者)	氏名	受付方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他 ()
	住所または 所属機関名	電話番号	
	本人との 関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族親族（同居・別居）続柄： <input type="checkbox"/> 近隣住民・知人 <input type="checkbox"/> 民生委員 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 在宅介護支援センター <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス事業所 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他 ()	

【主訴・相談の概要】

--

【本人の状況】

氏名	性別	生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和	年 月 日	年齢	歳
現住所	住民票登録住所 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 異					
	電話：	その他連絡先：				(続柄：)
居 所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院 () <input type="checkbox"/> 施設 () <input type="checkbox"/> その他 ()					
介護認定	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 要支援 () <input type="checkbox"/> 要介護 () <input type="checkbox"/> 申請中 (月 日) <input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 申請予定					
利用サービス	介護保険	<input type="checkbox"/> あり () <input type="checkbox"/> なし		介護支援専門員		
	介護保険外	<input type="checkbox"/> あり () <input type="checkbox"/> なし		居宅支援事業所		
主疾患	<input type="checkbox"/> 一般 () <input type="checkbox"/> 認知症 () <input type="checkbox"/> 精神疾患 () <input type="checkbox"/> 難病 ()					
身体状況	障害手帳		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (等級： 種別：)			
経済状況	生活保護受給 (<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり)					

【本人の意向など】 ※生活歴、キーパーソン、関係機関などわかる範囲で書き込む

--

【世帯構成】

家族状況 (ジェノグラム)

【介護者の状況】

氏名	年齢	歳
続柄	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 息子 <input type="checkbox"/> 娘 <input type="checkbox"/> 息子の配偶者 <input type="checkbox"/> 娘の配偶者 <input type="checkbox"/> 実兄弟 <input type="checkbox"/> 実姉妹 <input type="checkbox"/> 義兄弟 <input type="checkbox"/> 義姉妹 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他 ()	
連絡先	<input type="checkbox"/> 同上	
	電話番号	職業
その他特記事項		

【総合相談としての対応】

<input type="checkbox"/> 相談終了： <input type="checkbox"/> 聞き取りのみ <input type="checkbox"/> 情報提供・助言 <input type="checkbox"/> 他機関への取次・斡旋（機関名：) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 相談継続： <input type="checkbox"/> 権利擁護対応（虐待対応をのぞく） <input type="checkbox"/> 包括的継続的ケアマネジメント支援 <input type="checkbox"/> 高齢者虐待（裏面記入） <input type="checkbox"/> その他 () 備考 ()

B票

高齢者虐待受付票

【不適切な状況の具体的内容】※事実確認を行うための根拠とする情報を記入する欄

情報源	相談者（通報・届出者）は <input type="checkbox"/> 実際に目撃した <input type="checkbox"/> 怒鳴り声や泣き声、物音等を聞いて推測した <input type="checkbox"/> 本人から聞いた <input type="checkbox"/> 関係者（ ）から聞いた
相談・訴えの内容	<input type="checkbox"/> 家から怒鳴り声や泣き声が聞こえたり、大きな物音がする〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 暑い日や寒い日、雨の日なのに高齢者が長時間外にいる〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 介護が必要なのに、サービスを利用している様子がない〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 高齢者の服が汚れていたり、お風呂に入っている様子がない〔疑い〕 <input type="checkbox"/> あざや傷がある〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 問いかけに反応がない、無表情、怯えている〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 食事をきちんと食べていない〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 年金などお金の管理ができていない〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 養護者の態度（ ） <input type="checkbox"/> その他（具体的内容を記載）
虐待の可能性（通報段階）	<input type="checkbox"/> 身体的虐待の疑い <input type="checkbox"/> 放棄・放任の疑い <input type="checkbox"/> 心理的虐待の疑い <input type="checkbox"/> 性的虐待の疑い <input type="checkbox"/> 経済的虐待の疑い <input type="checkbox"/> 虐待とは言い切れないが不適切な状況（ ）

【情報収集依頼項目】 依頼日時： 年 月 日 時 分 依頼先： 依頼方法（電話 訪問 その他）

世帯構成	<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> その他（ ）
介護保険	<input type="checkbox"/> 介護認定の有無 <input type="checkbox"/> 担当居宅介護支援事業所 <input type="checkbox"/> 介護保険料所得段階 <input type="checkbox"/> 介護保険料収納状況
福祉サービス等	<input type="checkbox"/> 生活保護の利用 <input type="checkbox"/> 障害者手帳の有無（身・知・精） <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス利用状況 <input type="checkbox"/> （ ）
経済状況	<input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 国民年金 <input type="checkbox"/> 遺族年金 <input type="checkbox"/> 国民健康保険収納状況
関係機関等	<input type="checkbox"/> 主治医・医療機関 <input type="checkbox"/> 保健所・保健センターの関与 <input type="checkbox"/> 他機関（ ）の関与
その他	<input type="checkbox"/> （ ） <input type="checkbox"/> （ ）

※情報収集依頼によって得られた情報は、アセスメント要約票D票へ集約し整理する

【事実確認の方法と役割分担】 協議日時： 年 月 日 時 分 協議者： 方法（電話 訪問 その他）

事実確認の方法	面接調査 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> 来所 面接者（ ， ）
	聞き取り <input type="checkbox"/> ケース会議等（担当： ） <input type="checkbox"/> 関係機関（ 担当： ）
※訪問時の状況や聞き取りした内容を事実確認票C票へ記載	
事実確認中に予測されるリスクと対応方法	
事実確認期限	年 月 日 時迄 ※48時間以内のコアメンバー会議開催を踏まえて設定する
立入調査の必要性	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要検討（理由： ）

※[事実確認の方法と役割分担]に関する協議が終わったら「事実確認」へ

確認者：

確認日時：

年 月 日 時 ～ 年 月 日 時

高齢者本人氏名		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	年 月 日生	年齢	歳
確認場所	<input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 来所（ <input type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター） <input type="checkbox"/> その他（ ）						
確認時の同席者の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（氏名： ）						
発言内容や状態・行動・態度など（見聞きしたことをそのまま記入）							
【本人】							
【養護者】							
【第三者】：（ ）							
虐待の全体的状況							
発生状況							
1. 虐待がはじまったと思われる時期： 年 月頃 2. 虐待が発生する頻度： 3. 虐待が発生するきっかけ： 4. 虐待が発生しやすい時間帯：							

※裏面の事実確認項目（サイン）を利用して事実確認を行う。

C票(裏)

事実確認項目(サイン)

※1:「通」:通報があった内容に○をつける。「確認日」:行政および地域包括支援センター職員が確認した日付を記入。

※2:太字の項目が確認された場合は、『緊急保護の検討』が必要。

通	確認日	確認項目	サイン:当てはまるものがあれば○で囲み、他に気になる点があれば()に簡単に記入	確認方法
身体 の状態 ・ け が 等		外傷等	頭部外傷(血腫、骨折等の疑い)、腹部外傷、重度の褥瘡、その他() 部位: _____ 大きさ: _____	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		全身状態・意識レベル	全身衰弱、意識混濁、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		脱水症状	重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、軽い脱水症状、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		栄養状態等	栄養失調、低栄養・低血糖の疑い、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		あざや傷	身体に複数のあざ、頻繁なあざ、やけど、刺し傷、打撲痕・腫張、床ずれ、その他() 部位: _____ 大きさ: _____ 色: _____	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		体重の増減	急な体重の減少、やせすぎ、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		出血や傷の有無	生殖器等の傷、出血、かゆみの訴え、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		その他		1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
生活 の 状 況		衣服・寝具の清潔さ	着の身着のまま、濡れたままの下着、汚れたままのシーツ、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		身体の清潔さ	身体の異臭、汚れのひどい髪、皮膚の潰瘍、のび放題の爪、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		適切な食事	菓子パンのみの食事、余所ではカツカツ食べる、拒食や過食が見られる、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		適切な睡眠	不眠の訴え、不規則な睡眠、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		行為の制限	自由に外出できない、自由に家族以外の人と話すことができない、長時間家の外に出されている、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		不自然な状況	資産と日常生活の大きな落差、食べる物にも困っている、年金通帳・預貯金通帳がない、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		住環境の適切さ	異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、暖房の欠如、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		その他		1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
話 の 内 容		恐怖や不安の訴え	「怖い」「痛い」「怒られる」「殴られる」などの発言、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		保護の訴え	「殺される」「〇〇が怖い」「何も食べていない」「家にいたくない」「帰りにたくない」などの発言、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		強い自殺念慮	「死にたい」などの発言、自分を否定的に話す、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		あざや傷の説明	つじつまが合わない、求めても説明しない、隠そうとする、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		金銭の訴え	「お金をとられた」「年金が入ってこない」「貯金がなくなった」などの発言、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		性的事柄の訴え	「生殖器の写真を撮られた」などの発言、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		話のためらい	関係者に話すことをためらう、話す内容が変化、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		その他		1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
表情 ・ 態 度		おびえ、不安	おびえた表情、急に不安がる、怖がる、人目を避けたがる、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		無気力さ	無気力な表情、問いかけに無反応、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		態度の変化	家族のいる場面いない場面で態度が異なる、なげやりな態度、急な態度の変化、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		その他		1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
適 切 な 支 援		適切な医療の受診	家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		適切な服薬の管理	本人が処方されていない薬を服用、処方された薬を適切に服薬できていない、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		入退院の状況	入退院の繰り返し、救急搬送の繰り返し、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		適切な介護等サービス	必要であるが未利用、勧めても無視あるいは拒否、必要量が極端に不足、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		支援のためらい・拒否	援助を受けたがらない、新たなサービスは拒否、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		費用負担	サービス利用負担が突然払えなくなる、サービス利用をためらう、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		その他		1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
養 護 者 の 態 度 等		支援者への発言	「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えがある、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		保護の訴え	虐待者が高齢者の保護を求めている、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		暴力、脅し等	刃物、ピンなど凶器を使った暴力や脅しがある、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		高齢者に対する態度	冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		高齢者への発言	「早く死んでしまえ」など否定的な発言、コミュニケーションをとろうとしない、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		支援者に対する態度	援助の専門家と会うのを避ける、話したがらない、拒否的、専門家に責任転嫁、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		精神状態・判断能力	虐待者の精神的不安定・判断力低下、非現実的な認識、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		その他		1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()

アセスメント要約日: 年 月 日 要約担当者:

高齢者本人氏名:	性別・年齢: <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 歳	居所: <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 入所・院	
養護者氏名:	性別・年齢: <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 歳	高齢者本人との関係:	同別居の状況: <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
高齢者本人の希望	居所の希望: <input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 入所 <input type="checkbox"/> 不明 / 分離希望: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明		
	意思疎通: <input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 特定条件のもとであれば可能 () <input type="checkbox"/> 困難 <input type="checkbox"/> 不明 話の内容: <input type="checkbox"/> 一貫している <input type="checkbox"/> 変化する 生活意欲: <input type="checkbox"/> 意欲や気力が低下しているおそれ(無気力、無反応、おびえ、話をためらう、人目を避ける、等)		
I. 高齢者本人の情報 面接担当者氏名:			虐待解消に向けた対応課題
【健康状態等】			
疾病・傷病 :	既往歴 :		
受診状況 :	服薬状況(種類) :		
受診状況 :	服薬状況(種類) :		
診断の必要性: <input type="checkbox"/> 内科 <input type="checkbox"/> 精神科 <input type="checkbox"/> 外科 <input type="checkbox"/> 整形外科 <input type="checkbox"/> その他 () 具体的症状等⇒			
要介護認定 : <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 要支援 () <input type="checkbox"/> 要介護 () <input type="checkbox"/> 申請中 (申請日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> 未申請			
障害 : <input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 (<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑い) <input type="checkbox"/> 知的障害 (<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑い)			
精神状態 : <input type="checkbox"/> 認知症 (<input type="checkbox"/> 診断あり <input type="checkbox"/> 疑い) <input type="checkbox"/> うつ病 (<input type="checkbox"/> 診断あり <input type="checkbox"/> 疑い) <input type="checkbox"/> その他 ()			
【危機への対処】			
危機対処場面において: <input type="checkbox"/> 自ら助けを求めることができる <input type="checkbox"/> 助けを求めることが困難			<input type="checkbox"/> 課題
避難先・退避先 : <input type="checkbox"/> 助けを求める場所がある () <input type="checkbox"/> ない			
【成年後見制度の利用】			
成年後見人等: <input type="checkbox"/> あり (後見人等:) <input type="checkbox"/> 申立中 (申立人:) <input type="checkbox"/> 申立予定あり <input type="checkbox"/> 申立予定なし			<input type="checkbox"/> 課題
【各種制度利用】			
<input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 自立支援法 <input type="checkbox"/> その他 ()			<input type="checkbox"/> 課題
【経済情報】			
収入額 月 ____万円 (内訳:) 預貯金等 ____万円 借金 ____万円 1ヶ月に本人が使える金額 ____万円 具体的な状況(生活費や借金等):			<input type="checkbox"/> 課題
<input type="checkbox"/> 生活保護受給 <input type="checkbox"/> 介護保険料滞納 <input type="checkbox"/> 国民健康保険料滞納 <input type="checkbox"/> その他 ()			
金銭管理 : <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助(判断可) <input type="checkbox"/> 全介助(判断不可) <input type="checkbox"/> 不明			
金銭管理者: <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 成年後見人等 <input type="checkbox"/> 日常生活自立支援事業利用 <input type="checkbox"/> その他 ()			
【エコマップ】		【生活状況】	
		食 事 (<input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助) 調 理 (<input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助) 移 動 (<input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助) 買 物 (<input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助) 掃除洗濯 (<input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助) 入 浴 (<input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助) 排 泄 (<input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助) 服薬管理 (<input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助) 預貯金年金の管理 (<input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助) 医療機関の受診 (<input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助)	
		【性格上の傾向、こだわり、対人関係等】	
		【その他特記事項】	

D票(裏)

Ⅱ. 養護者の情報 面接担当者氏名:		虐待解消に向けた対応課題
【養護者の希望】		□課題
【健康状態等】 疾病・傷病: 既往歴: 受診状況: 服薬状況(種類): 受診状況: 服薬状況(種類): 診断の必要性: <input type="checkbox"/> 内科 <input type="checkbox"/> 精神科 <input type="checkbox"/> 外科 <input type="checkbox"/> 整形外科 <input type="checkbox"/> その他() 具体的症状等⇒ 性格的な偏り: 障害: <input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 精神障害(<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑い) <input type="checkbox"/> 知的障害(<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑い)		□課題
【介護負担】 被虐待高齢者に対する介護意欲: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明 介護技術・知識: <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い <input type="checkbox"/> 不明 1日の介護時間: <input type="checkbox"/> ほぼ1日中 <input type="checkbox"/> 必要時のみ <input type="checkbox"/> 不明 介護の代替者: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明 介護期間(いつから始まったか、負担が大きくなった時期やきっかけ、最近の生活行動の変化など) ※期間と負担原因を明確に 平均睡眠時間: およそ____時間		□課題
【就労状況】 就労状況: <input type="checkbox"/> 就労(就労曜日____~____ 就労時間____時~____時)、雇用形態(<input type="checkbox"/> 正規、 <input type="checkbox"/> 非正規) <input type="checkbox"/> 非就労 <input type="checkbox"/> 福祉的就労		□課題
【経済状況】 収入額 月____万円(内訳:) 預貯金等____万円 借金____万円 <input type="checkbox"/> 被虐待高齢者の年金に生活費を依存 <input type="checkbox"/> 借金トラブルがある <input type="checkbox"/> ギャンブルによるトラブルがある <input type="checkbox"/> 生活保護受給 <input type="checkbox"/> 介護保険料滞納 <input type="checkbox"/> 国民健康保険料滞納 <input type="checkbox"/> その他()		□課題
【近隣との関係】 <input type="checkbox"/> 良好() <input type="checkbox"/> 挨拶程度 <input type="checkbox"/> 悪い <input type="checkbox"/> 関わりなし <input type="checkbox"/> 不明		□課題
Ⅲ. 家族関係(家族歴、家族の抱える問題、家族の中の意思決定者、問題が起こったときの対処方法、地域や近隣との関係、等)		
※高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書(1) E票 の「支援機関・関連機関等連携マップ」で集約する		□課題
Ⅳ. その他(関係者、関係機関の関わり等)		
※高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書(1) E票 の「支援機関・関連機関等連携マップ」で集約する		□課題
【全体のまとめ】 : I~IVで抽出された課題の結果を踏まえて整理する。 ※計画書(1) E票 の「総合的な支援の方針」、計画書(2) E票 の「対応困難な課題/今後検討しなければいけない事項」に反映する		

E票（表）

高齢者虐待対応会議記録・計画書（1）～コアメンバー会議用

高齢者本人氏名 殿

初回計画作成日 年 月 日

計画作成者所属 地域包括支援センター

計画作成者氏名 会議日時: 年 月 日 時 分～ 時 分

会議目的		出席者	所属: 氏名 所属: 氏名 所属: 氏名	所属: 氏名 所属: 氏名 所属: 氏名
虐待事実の判断	<input type="checkbox"/> 虐待の事実なし <input type="checkbox"/> 虐待の事実あり → <input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放任 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待 <input type="checkbox"/> その他	高齢者本人の意見・希望		
緊急性の判断	<input type="checkbox"/> 緊急保護の検討 <input type="checkbox"/> 保護の検討、集中的援助 <input type="checkbox"/> 防止のための保護検討 <input type="checkbox"/> 継続的、総合的援助 <input type="checkbox"/> 事実確認を継続			
緊急性の判断根拠	<input type="checkbox"/> 入院や通院が必要（重篤な外傷、脱水、栄養失調、衰弱等による検査、治療） <input type="checkbox"/> 高齢者本人・養護者が保護を求めている <input type="checkbox"/> 暴力や脅しが日常的に行われている <input type="checkbox"/> 今後重大な結果が生じる、繰り返されるおそれが高い状態 <input type="checkbox"/> 虐待につながる家庭状況・リスク要因がある <input type="checkbox"/> その他（ ）	養護者の意見・希望		
総合的な支援の方針 ※アセスメント要約票D票 [全体のまとめ]より			※支援の必要性 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明	
			支援内容	<input type="checkbox"/> 緊急的分離／保護（ ） <input type="checkbox"/> 入院（ ） <input type="checkbox"/> 家族支援・家族間調整 <input type="checkbox"/> 在宅サービス導入・調整（ ） <input type="checkbox"/> 専門医紹介・医療導入支援（ ） <input type="checkbox"/> 経済的支援（生活保護相談・申請／各種減免手続き等）（ ） <input type="checkbox"/> 成年後見制度／日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）活用検討 <input type="checkbox"/> 関係機関との連携（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
			措置の適用	<input type="checkbox"/> 有： <input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 短期入所生活介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 無： <input type="checkbox"/> 検討中（理由： ）
		後見等申立	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 検討中（理由： ）	

対象	優先順位	課題	目標	具体的な役割分担			
				何を・どのように	支援機関・担当者等	実施日時・期間／評価日	
高齢者							
養護者							
その他の家族							
関係者							
対応が困難な課題／今後検討しなければならない事項等(アセスメント要約票D票の[全体のまとめ]から記載)				計画評価予定日	年	月	日

※記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入

高齢者本人氏名 殿

初回計画作成日 年 月 日

計画作成者所属 地域包括支援センター

計画作成者氏名

計画作成段階	見直し	措置解除	虐待終結
計画の作成回数： ____回目			

会議日時： 年 月 日 時 分～ 時 分

会議目的		出席者	所属： 氏名 所属： 氏名 所属： 氏名 所属： 氏名
高齢者本人の意見・希望		支援機関・関連機関等連携マップ	
養護者の意見・希望		※アセスメント要約票D票のⅢ、Ⅳを集約する	
	※支援の必要性 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明		
総合的な支援の方針			
	※アセスメント要約票D票 [全体のまとめ] より		

高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書(2)

対象	優先順位	課題	目標	具体的な役割分担		
				何を・どのように	支援機関・担当者等	実施日時・期間/評価日
高齢者						
養護者						
その他の家族						
関係者						
対応が困難な課題/今後検討しなければならない事項等(虐待終結に向けた課題等を記載)					計画評価予定日	
					年	月
						日

※記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入

会議目的				出席者	所属: 氏名 所属: 氏名 所属: 氏名	所属: 氏名 所属: 氏名 所属: 氏名	
課題番号	目標	実施状況 (誰がどのように取り組んだのか)	目標達成状況(日付) (達成した目標の内容とその根拠=確認した事実を記載)		対応方針の変更の有無、変更内容		
					<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし (変更内容:)		
					<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし (変更内容:)		
					<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし (変更内容:)		
					<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし (変更内容:)		
					<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし (変更内容:)		
					<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし (変更内容:)		
支援を要する 状況	虐待種別	判定	高齢者本人の状況(意見・希望)		養護者の状況(意見・希望)		
	1. 身体的虐待						1. 虐待が発生している
	2. 放棄・放任						2. 虐待の疑いがある
	3. 心理的虐待						3. 一時的に解消(再発の可能性が残る)
	4. 性的虐待						4. 虐待は解消した
	5. 経済的虐待						5. 虐待は確認されていない
	6. その他				養護者支援の必要性 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
新たな支援計画の必要性		評価結果のまとめ(年 月 日現在の状況)			今後の対応		
					1. 虐待対応支援の終結 2. 包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行 3. 現在の支援計画内容に基づき、支援を継続 4. アセスメント、支援計画の見直し 5. その他()		

通報・届出受付票

受付日	年 月 日 () 午前/午後 時 分 ~ 時 分		部署		対応者		
受付方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> 郵便 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> その他 ()			関係性	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族親族等 (続柄:) <input type="checkbox"/> 当該施設・事業所従事者 (<input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 元職員) ※公益通報の説明 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> その他 ()		
通報者	氏名	<input type="checkbox"/> 匿名 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 歳位					
	住所						
	電話		携帯電話				
E-mail		連絡の可否	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 拒否 <input type="checkbox"/> その他 ()				
通報内容の把握状況	<input type="checkbox"/> 通報者のみが知っている <input type="checkbox"/> 他にも知っている人がいる ()						
要望等							

【当該施設・事業所の状況】

施設・事業所名		事業種別	
法人名		法人種別	
所在地		電話	
備考			

【本人の状況】

氏名	<input type="checkbox"/> 未確認		生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 歳 <input type="checkbox"/> 不明	
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	利用開始日	年 月 日	保険者	<input type="checkbox"/> 当該市町村 <input type="checkbox"/> 他市町村 ()
居所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 通報先施設 () <input type="checkbox"/> 病院 () <input type="checkbox"/> その他 () ※通報先施設・入院先の階・部屋番号: 階 号室				
住所	<input type="checkbox"/> 不明				住民票登録住所 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 異
電話	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 不明	その他連絡先 (続柄:) <input type="checkbox"/> 不明			
介護認定	<input type="checkbox"/> 要支援 () <input type="checkbox"/> 要介護 () <input type="checkbox"/> 申請中 (月 日) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 不明				
認知症	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (程度: / 会話の可否: <input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 困難) <input type="checkbox"/> 不明				
疾患	<input type="checkbox"/> 一般 () <input type="checkbox"/> 精神疾患 () <input type="checkbox"/> 難病 ()				
身体状況	<input type="checkbox"/> 不明		障害手帳	<input type="checkbox"/> 有 (等級: 種別:) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	
経済状況	<input type="checkbox"/> 不明		生活保護受給	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 不明	
利用サービス	<input type="checkbox"/> 不明		介護支援専門員	<input type="checkbox"/> 不明	
状態	<input type="checkbox"/> 助けを求めている <input type="checkbox"/> 訴えがない (無反応) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 不明				

【家族等の状況】

家族	氏名	<input type="checkbox"/> 不明			【家族構成】
	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	続柄		
	住所	<input type="checkbox"/> 通報者に同じ <input type="checkbox"/> 不明			
	連絡先	<input type="checkbox"/> 通報者に同じ <input type="checkbox"/> 不明			
	通報内容	<input type="checkbox"/> 知っている (<input type="checkbox"/> 通報者である) <input type="checkbox"/> 知らない <input type="checkbox"/> 不明			
後見人	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 後見 <input type="checkbox"/> 任意後見 <input type="checkbox"/> 申立て中 (<input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 後見) <input type="checkbox"/> 不明				
	氏名	(法人名: 担当者名)			<input type="checkbox"/> 不明
	連絡先	<input type="checkbox"/> 不明			
	通報内容	<input type="checkbox"/> 知っている (<input type="checkbox"/> 通報者である) <input type="checkbox"/> 知らない <input type="checkbox"/> 不明			
備考					

養介護施設従事者による高齢者虐待対応帳票

【主訴・通報の概要、虐待（疑い）の状況】

相談内容					
発生日時	年 月 日 () 午前/午後 時 分頃	発生場所			
虐待を行った疑いのある職員名又は特徴	□複数 □不明		職種	□不明	
虐待の可能性 (具体的行為)	<input type="checkbox"/> 平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 <input type="checkbox"/> 緊急やむを得ない場合以外の身体拘束・抑制をする <input type="checkbox"/> 汚れのひどい服を着せたままにする、おむつが汚れている状態のままにするなど、日常的に不衛生な状態を放置する <input type="checkbox"/> ナースコール等を使用させない、手の届かない所に置く、職員が対応しないなど、高齢者の対応を放置又は無視する <input type="checkbox"/> 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限 <input type="checkbox"/> 怒鳴る、ののしる、「追い出すぞ」など威嚇的な発言や態度、「死ね」「臭い」「汚い」など侮辱的な発言や態度 <input type="checkbox"/> 排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のまま放置する <input type="checkbox"/> 人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたり、その場面を見せないための配慮をしない <input type="checkbox"/> 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限する <input type="checkbox"/> 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する				
	<input type="checkbox"/> その他				
情報源	<input type="checkbox"/> 実際に見た・聞いた <input type="checkbox"/> 本人から聞いた <input type="checkbox"/> 記録を見た <input type="checkbox"/> その他 ()				
特記事項					

【虐待の可能性（通報段階）】

虐待の可能性 (通報段階)	<input type="checkbox"/> 身体的虐待の疑い <input type="checkbox"/> 放棄・放任の疑い <input type="checkbox"/> 心理的虐待の疑い <input type="checkbox"/> 性的虐待の疑い <input type="checkbox"/> 経済的虐待の疑い <input type="checkbox"/> 虐待とは言い切れないが不適切な状況 ()
------------------	--

【今後の対応】

<input type="checkbox"/> 養介護施設従事者等による高齢者虐待の疑いとして対応	
<input type="checkbox"/> 高齢者虐待通報受付対応所管課長への報告	(月 日 () 午前/午後 時 分)
<input type="checkbox"/> 関係部署への報告	(月 日 () 午前/午後 時 分/担当者:)
<input type="checkbox"/> 事実確認に向けた検討会議の開催予定	(月 日 () 午前/午後 時 分~/場所:)
<input type="checkbox"/> 都道府県への連絡	(月 日 () 午前/午後 時 分/担当者:)
<input type="checkbox"/> 養護者による高齢者虐待の疑いとして対応 (担当課:)	引継日時 (月 日 () 午前/午後 時 分)
<input type="checkbox"/> その他 ()	

養介護施設従事者等による高齢者虐待について(報告)

本件は、当市町村において事実確認を行った事案

- 養介護施設従業者等による高齢者虐待の事実が認められた事案である。
- 特に、下記の理由により、悪質なケースと判断したため、都道府県の迅速な対応を行う必要がある事案である。
- 更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事案である。

()

(注) (※) 印の項目については、不明の場合には記入しなくてもよい。

1 養介護施設等の名称、所在地及びサービス種別

・名 称 : _____
 ・サービス種別 : _____
 (事業者番号 : _____)
 ・所 在 地 : _____
 TEL _____ FAX _____

2 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた又は受けたと思われる高齢者の氏名、性別、生年月日及び要介護度その他の心身の状況

氏 名					
性 別	男 ・ 女		生年月日		
要 介 護 度 等	要支援	1	2		
	要介護	1	2	3	4 5
	その他				
心身の状況					

3 虐待の種別、内容及び発生要因

虐 待 の 種 別	身体的虐待	介護・世話の放棄・放任
	心理的虐待	性的虐待 経済的虐待
	その他()	
虐 待 の 内 容		
発 生 要 因		

4 虐待を行った養介護施設従事者等の氏名、生年月日及び職種

氏名 (※)		生年月日 (※)	
(資格を有する者についてはその資格及び職名を、その他の者については職名及び職務内容を記載すること。)			

5 市町村が行った対応

<input type="checkbox"/> 施設等に対する指導 <input type="checkbox"/> 施設等からの改善計画の提出依頼 <input type="checkbox"/> 虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導 <input type="checkbox"/> (主として地域密着型サービスについて)介護保険法の規定に基づく勧告・命令・処分 <input type="checkbox"/> その他 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 5px;"></div>

6 虐待を行った養介護施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

<input type="checkbox"/> 施設等からの改善計画の提出 <input type="checkbox"/> 介護保険法の規定に基づく勧告・命令等への対応 <input type="checkbox"/> その他 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 5px;"></div>
--

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、上記の通り報告します。

年 月 日

都道府県(担当課名)

市長

市長 印

長門市高齢者虐待対応マニュアル

令和3年5月

発行 山口県長門市
連絡先 長門市 健康福祉部 高齢福祉課
地域包括ケア推進室
電話番号 0837-27-0035